

「あさか子育てネットワーク」会則

第1条（名称）

本会は「あさか子育てネットワーク」と称します。

第2条（所在及び事務所）

本会の所在は代表宅とし、主たる事務所を代表宅へ置きます。

第3条（目的）

朝霞市の「子育て支援」等をしているサークル、個人の有志が子育て中の保護者たちの子育てを支援し、又、保護者同士を繋げ子育てが孤立しないように支援することを目的とします。

第4条（事業）

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行います

1. 企業と連携した「親子にここ広場」事業
2. 目的を達成するために必要な保護者が子育てを学ぶ事業
3. その他

第5条（会合）

1. 会合は不定期とします。
2. 役員会、臨時会合は代表の呼びかけにより開きます。
3. 本会の決定事項は会合により決定します。

第6条（組織）

本会は目的に賛同し自発的に参加する「子育て支援」等をしているサークル、個人の有志で組織します。

第7条（役員）

代表 1名・副代表 2名

会計 1名・書記 1名

第8条（任期）

本会の役員の任期は4月1日から翌年の3月31日までの任期は1年とし、再任も可とします。

第9条（運営費）

本会の運営費は事業開催の都度、受講者より必要に応じて徴収します。

会計年度は4月1日から始まり翌年の3月31日に終わります。

第10条（細則）

本会の会則に定めなき事項は会員の話し合いによって決定します

付則 この規約は平成28年5月14日から施行します。